

〔寝屋川市空き家等・老朽危険建築物等対策協議会 平成29年 月 日制定〕

寝屋川市空き家等・老朽危険建築物等対策協議会の運営等に関する  
要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、寝屋川市空き家等の適正管理等及び老朽危険建築物等に係る対策の推進に関する条例（平成28年寝屋川市条例第39号）第9条第8項の規定に基づき、寝屋川市空き家等・老朽危険建築物等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営及び部会に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会の運営）

第2条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（部会）

第3条 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会について準用する。
- 6 協議会は、部会において協議をした事案については、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

（雑則）

第4条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営及び部会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、協議会の議決の日から施行する。

寢屋川市空き家等・老朽危険建築物等対策協議会の運営等に関する要綱を次のように定める。

平成 年 月 日

寢屋川市空き家等・老朽危険建築物等対策協議会会長